

二、退職後の医療

表 8 昭和53年度短期給付額

種 別		件 数	金 額	組合員 1 人当たり給付額
法 定 給 付	療養の給付	147,357	1,710,879,455	159,595
	家族療養の給付	218,981	1,650,447,836	
	療養費	1,342	8,330,350	
	家族療養費	1,624	7,929,562	
	高額療養の給付	1,425	54,561,471	
	高額療養費	1,836	59,209,239	
	薬剤支給	6,583	25,673,965	
	看護料	11	1,036,940	
	移送料	2	46,670	
	小 計	379,161	3,518,115,488	
給 付	出産費	376	56,371,996	6,927
	配偶者出産費	241	29,559,221	
	育児手当金	603	1,447,200	
	埋葬料	38	8,924,325	
	家族埋葬料	151	28,405,552	
	傷病手当金	143	24,114,784	
	出産手当金	5	1,550,006	
	災害見舞金	7	2,341,740	
	小 計	1,564	152,714,824	
	法定給付合計	380,725	3,670,830,312	
附 加 給 付	家族療養費	192,005	289,231,700	13,761
	入院附加金	2,599	14,133,600	
	小 計	194,604	303,365,300	
	出産費	373	4,184,404	
	配偶者出産費	241	4,072,004	
	育児手当金	601	3,542,000	
	埋葬料	32	483,528	
	家族埋葬料	151	2,504,127	
	傷病手当金	55	9,939,551	
	災害見舞金	8	1,535,874	
短 期 給 付 総 計	結婚手当金	363	15,525,000	1,895
	小 計	1,824	41,786,488	
	附加給付合計	196,428	345,151,788	
	短期給付総計	577,153	4,015,982,100	

共済組合員が退職して組合員でなくなった場合、一定の条件を満たしているときは、『継続療養』という制度があり、退職後も療養を受けることができる。

また、退職した後、再就職しないときは、国民健康保険に加入することになるが、この保険料は前年の収入額を基礎として算出されるため、保険料は

翌年に限り高額となる。この退職後の高額負担及び給付の不均衡等から、希望すれば、『任意継続組合員』の制度があり、退職後二年間は、一定の制限のもとに、組合員当時と同様の給付を受けられることとなっている。

ところで、退職した後の医療であるが前記の『継続療養』、『任意継続組合員』の二つの方法の他に、民間の会社に再就職し、健康保険に加入した場合と再就職せず、国民健康保険に加入する場合の二つの制度がある。

(1) 健康保険制度

健康保険の被保険者は、わが国で最も古い医疗保险制度である。健康保険の被保険者となるのは、當時五人以上の從業員を使用する事業所と、それ以外の事業所で認可を受けたものに使用される者、と定められている。したがって、退職した人が会社等に勤めた場合、常勤であれば、必ず健康保険に加入することになり、健康保険の給付を受けることとなるが、従業

員五人未満の事業所（任意適用）やパート、嘱託などの場合は、健康保険の適用がない場合があるので、事前によく確かめる必要がある。

(2) 健康保険の内容

健康保険の給付内容は、共済組合で行っている短期給付とほぼ同じである。ただし、共済組合にあつたいろいろな『附加給付』などはない。健康保険の保険料は、共済組合の掛金と違つて本俸ではなく、標準報酬月額に一定の保険料率を乗じた額とされている。

(3)

健康保険の被扶養者
掌健康保険では、千分の四十と定められている。また組合管掌健康保険の場合は、最高千分の四十として、各組合ごとに定められている。

健康保険の被扶養者
退職し、再就職しない場合に、家族すなわち配偶者、息子、娘などの被扶養者になり、療養に備えるケースもある。

しかし、共済組合の被扶養者の認定と同様に、健康保険の被扶養者となることができるのは、被保険者の配偶者、父母等の直系尊族、子、孫、兄弟、同一世帯の三親等内の親族まで、すべて『主として被保険者によつて生計を維持していること』が要件となつている。

この生計を維持するということの解釈はむずかしい点であるが、生計のなかば以上を、被保険者に依存